

平成28年度 東日本高速道路株式会社 事業評価監視委員会

【事業評価対象事業一覧と 事業再評価における「重点」審議案件の選定について】

東日本高速道路(株)

平成28年12月19日

あなたに、ベスト・ウェイ。



平成28年度 事業評価対象一覧



【事業再評価】審議案件

NO	路線名	区間	区分	延長	所在地	事業者	備考
1	北海道横断自動車道 根室線	余市 ~ 小樽JCT	高速自動車国道	23.4km	北海道	NEXCO東日本	
2	東北中央自動車道 相馬尾花沢線	南陽高島 ~ 山形上山	高速自動車国道	24.4km	山形県	NEXCO東日本	

【以下、報告案件】

※上記の他、事業再評価案件として、国土交通省 事業評価部会において審議され整備計画変更を行った案件

NO	路線名	区間	区分	延長	所在地	事業者	備考
1	常磐自動車道 一般国道6号 仙台東部道路	いわき中央 山元 ~ 亘理 亘理	高速自動車国道 一般国道	26.6km 11.5km 2.2km	福島県 宮城県	NEXCO東日本	H28.3.10 実施

※上記の他、事業再評価案件として、国土交通省 関東地方整備局の事業評価監視委員会への委任審議案件

NO	路線名	区間	区分	延長	所在地	事業者	備考
1	一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道	栄 ~ 藤沢	一般国道	7.5km	神奈川県	国土交通省 NEXCO東日本	横浜湘南道路 H28.11.8 実施
2	一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道	五霞 ~ つくば	一般国道	39.6km	茨城県	国土交通省 NEXCO東日本	H28.11.8 実施
3	一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道	大栄 ~ 松尾横芝	一般国道	18.5km	千葉県	国土交通省 NEXCO東日本	H28.10.7 実施

※上記の他、事業再評価案件として、国土交通省 関東地方整備局の事業評価監視委員会との合同審議案件

NO	路線名	区間	区分	延長	所在地	事業者	備考
1	東京外かく環状道路	関越 ~ 東名	高速自動車国道	16.2km	東京都	国土交通省 NEXCO東日本 NEXCO中日本	H28.5.19 実施

◆事業評価対象事業の位置図(1)

凡 例	
	高速自動車国道(供用中)
	高速自動車国道(新直轄)(供用中)
	高速自動車国道(事業中)
	高速自動車国道(新直轄)(事業中)
	一般有料道路(供用中)
	一般有料道路(事業中)
	一般国道(直轄事業中)
	中日本高速道路(株)(供用中)
	中日本高速道路(株)(事業中)

【再評価】
 北海道横断自動車道
 根室線
 (余市~小樽JCT)
 L=23.4km、暫定2車線

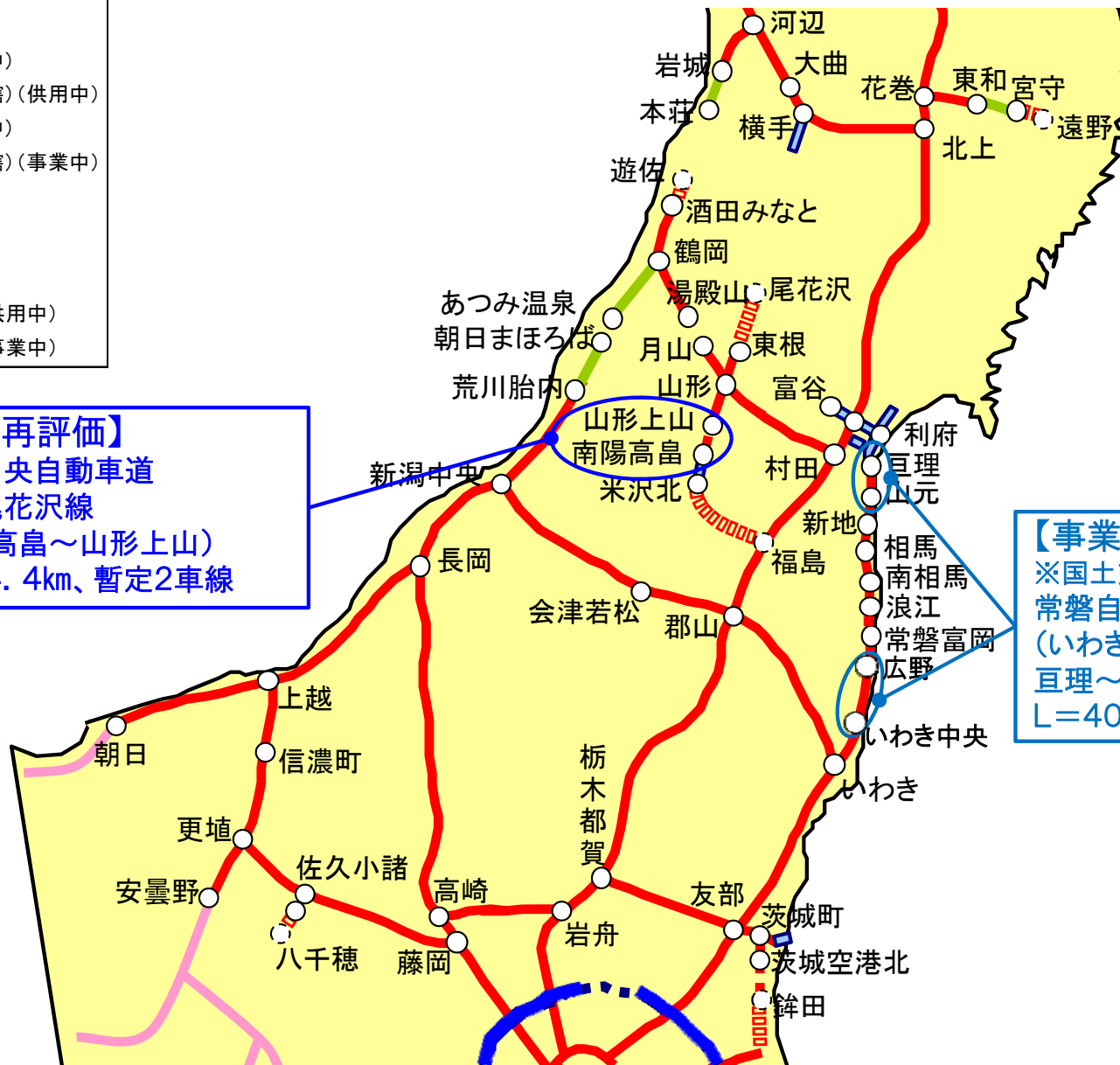


◆事業評価対象事業の位置図(2)

凡例	
	高速自動車国道(供用中)
	高速自動車国道(新直轄)(供用中)
	高速自動車国道(事業中)
	高速自動車国道(新直轄)(事業中)
	一般有料道路(供用中)
	一般有料道路(事業中)
	一般国道(直轄事業中)
	中日本高速道路(株)(供用中)
	中日本高速道路(株)(事業中)

【事業再評価】
 東北中央自動車道
 相馬尾花沢線
 (南陽高島～山形上山)
 L=24.4km、暫定2車線

【事業再評価】
 ※国土交通省 事業評価部会にて審議
 常磐自動車道・仙台東部道路
 (いわき中央～広野、山元～亶理、
 亶理～岩沼)
 L=40.3km、暫定2車線⇒4車線化



◆事業評価対象事業の位置図(3)

凡例	
	高速自動車国道(供用中)
	高速自動車国道(新直轄)(供用中)
	高速自動車国道(事業中)
	高速自動車国道(新直轄)(事業中)
	一般有料道路(供用中)
	一般有料道路(事業中)
	一般国道(直轄事業中)
	中日本高速道路(株)(供用中)
	中日本高速道路(株)(事業中)



【事業再評価】
 ※関東地方整備局への委任審議
 首都圏中央連絡自動車道
 (五霞～つくば)
 L=39.6km、暫定2車線

【事業再評価】
 ※関東地方整備局との合同審議
 東京外かく環状道路
 (関越～東名)
 L=16.2km、完成6車線

【事業再評価】
 ※関東地方整備局への委任審議
 首都圏中央連絡自動車道
 (大栄～松尾横芝)
 L=18.5km、暫定2車線

【事業再評価】
 ※関東地方整備局への委任審議
 首都圏中央連絡自動車道
 (栄～藤沢)
 L=7.5km、完成4車線

平成28年度 事業再評価における「重点」審議案件選定表(案)

◆重点審議抽出(事業再評価)

種別	評価対象区間	選定事業	事業計画・社会情勢変化が生じた事業	特に事業規模が大きい事業(億円)	B/Cが1.0を下回る可能性がある事業 上段:全体 (下段:残事業)	その他要因	備考
再評価	北海道横断自動車道 根室線 余市～小樽JCT	重点	○ (事業費増加)	1,172	1.4 [2.4]		
	東北中央自動車道 相馬尾花沢線 南陽高島～山形上山	重点	○ (事業費増加)	1,240	1.9 [3.0]		

東日本高速道路(株)事業評価監視委員会審議方法

■審議方法

東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会の重点的かつ効率的な会議運営に資することを目的に、対象事業を「重点」「一般」に分け、審議を実施。

選定基準に該当する項目がある案件を「重点」審議案件として選定し、重点的に議論を行い対策方針(案)を決定するものとする。

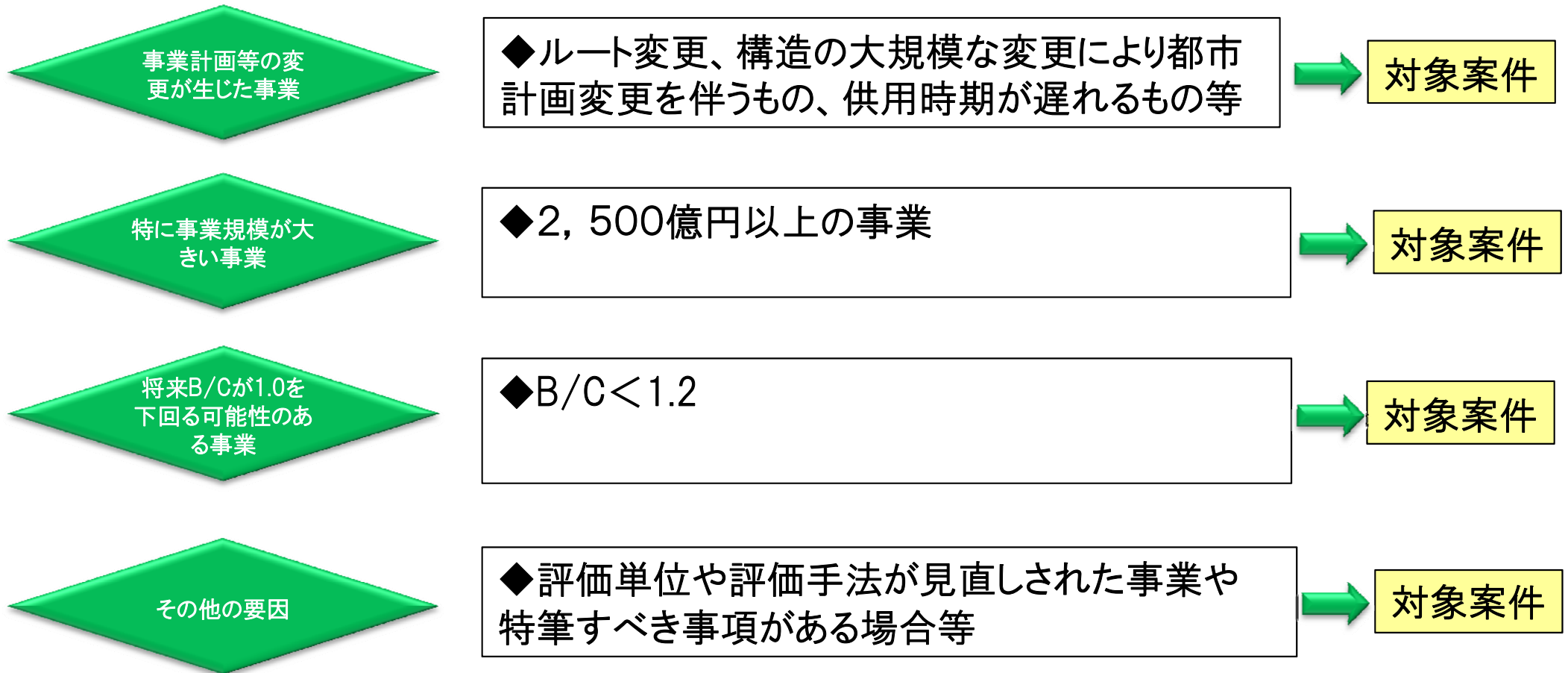
選定基準に該当する項目がない案件については「一般」審議案件とし、対応方針(案)を決定するものとする。

【委員会での審議の位置付け】

○東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会運営要領

第7条 本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は委員会の審議で決定する。

「重点」審議案件の選定基準の考え方



原則として、上記選定基準に該当する項目がある場合には「重点」審議案件とするが、「一般」審議案件についても委員より「重点」審議案件として選定すべきとの提案があった案件については、「重点」審議案件とする。